

守こ施第 1774 号
令和 6 年 12 月 25 日

社会福祉法人白鳩会
代表者 様

守口市長 瀬野 憲一



実地指導の結果について (通知)

令和 6 年 12 月 16 日に実施した子ども・子育て支援法 (以下、「法」という。) 第 14 条及び法第 30 条の 3 において準用する法第 14 条に基づく実地指導の結果を下記のとおり通知します。

記

- 1 施設名称
白鳩チルドレンセンター八雲中
- 2 指導事項
別紙指導事項一覧のとおり
- 3 改善報告書の提出について
2 で指導した内容について、具体的に改善を行うとともに、その結果を別添「改善報告書」に記載の上、守口市こども部こども施設課に提出してください。
- 4 改善報告書の提出期限
令和 7 年 1 月 24 日 (金)
- 5 提出方法 下記担当あてに電子メールで提出してください。

守口市こども部こども施設課

担 当 : 田中

電 話 : 06-6992-1658

メール : Mori_hoiku@city-moriguchi-osaka.jp

指導事項一覧

< 指導事項 >

- (1) 令和5年4月から令和6年3月までの講師配置加算及び令和5年5月から令和6年3月までの学級編成調整加配加算について、令和5年度職員の配置状況に関する資料に対象となる職員を記載した上で再提出すること。加算の申請が過誤によるものであった場合、その旨申告すること。
- (2) 守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第21条に規定する「特定教育・保育施設の選択に資すると認められる事項の掲示」について、施設の見やすい場所に、「第18条に規定する規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる事項」を掲示すること。